

第 I 部 序 論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

平成18年を初年度とする第四次北本市総合振興計画は、地方分権社会にふさわしい行政改革の視点により、市民と行政との協働の視点を踏まえたまちづくりの指針として策定されました。

総合振興計画は、基本構想、基本計画という構成をもってその取り組みを示しており、社会情勢の厳しい変化をふまえつつ、基本構想に示すまちづくりを引き続き進めていくため、平成24年度を初年度とする新たな基本計画を策定します。

第2節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」と、別に定める「実施計画」で構成します。

1 基本構想

基本構想は、将来都市像等とまちづくりの目標を定めるとともに、それを達成するための施策の大綱と地域別まちづくりの方向を定めたものです。

計画期間は平成18年（2006）度から平成27年（2015）度までの10年間とします。

2 基本計画

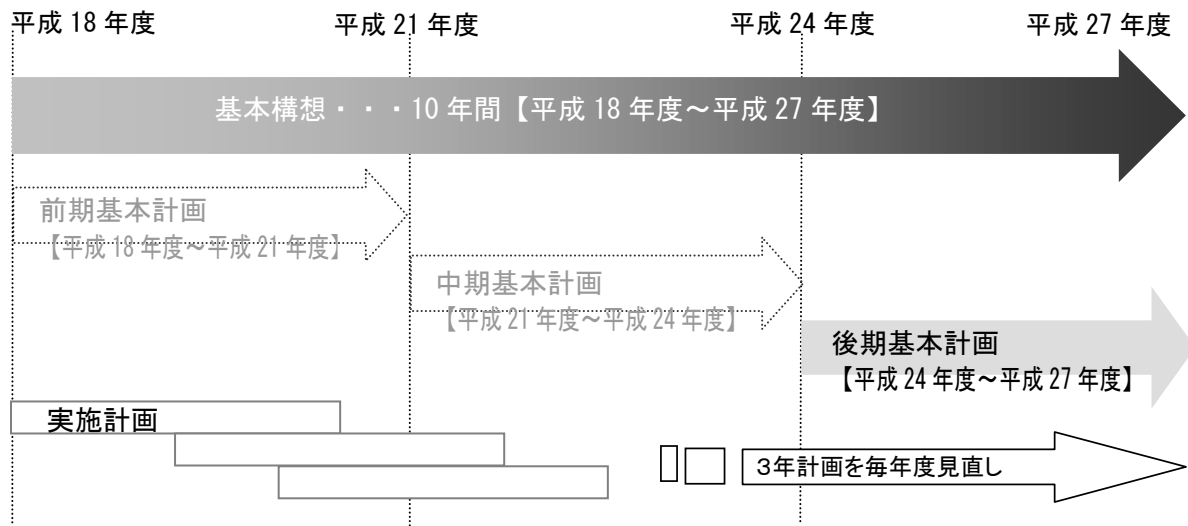
基本計画は、基本構想を実現するための基本施策・事業を体系的に明らかにするものであり、基本構想の計画期間を前期・中期・後期に区分した4年計画として、3年ごとに見直し期間を設けて策定します。

後期基本計画の期間は平成24年（2012）度から平成27年（2015）度までの4年間とします。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示した基本施策・事業を具体化するものであり、計画期間を3年間とし、毎年度ローリング方式により改定します。

■計画期間の考え方



第2章 将来都市像とまちづくりの目標

1 将来都市像

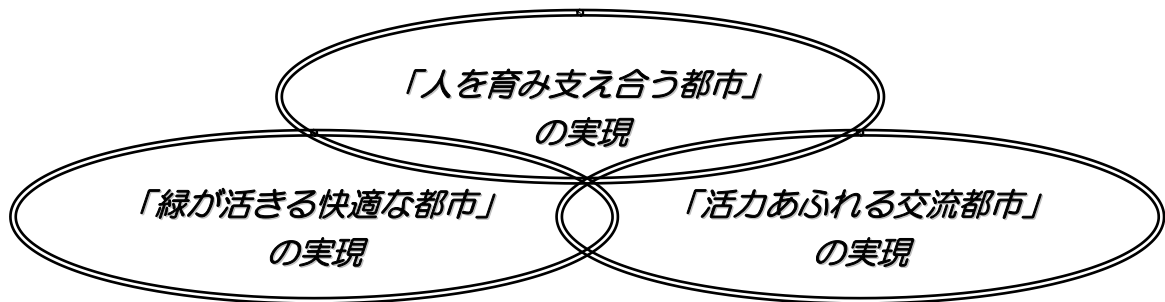
緑にかこまれた健康な文化都市

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、誰もが“ずっと暮らし続けたいまち きたもと”といえる、次のようなまちの姿を表したものです。

- 市民が安心して北本に住み、学び、働き、遊び、充実した生活を送っています。
- 様々な人が北本に集い、交流しています。
- 環境と共生した産業が展開し、まちの活力と魅力につながっています。
- 誰もが健康でそれぞれの個性と能力を発揮し、将来の夢を育み、夢の実現に向け自分を磨いています。
- 一人ひとりの市民がまちづくりに魅力を感じ、故郷として誇りを持っています。

2 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、市民と行政の協働を基本理念に次の3つの目標に取り組みます。



◆「人を育み支え合う都市」の実現

未来につなぐ夢のある学びのまち
心かよう健やかなまち

(生涯学習・教育)
(保健・医療・福祉)

◆「緑が活きる快適な都市」の実現

緑輝くうるおいのまち
快適で安心・安全なまち

(環境・景観)
(都市・生活基盤)

◆「活力あふれる交流都市」の実現

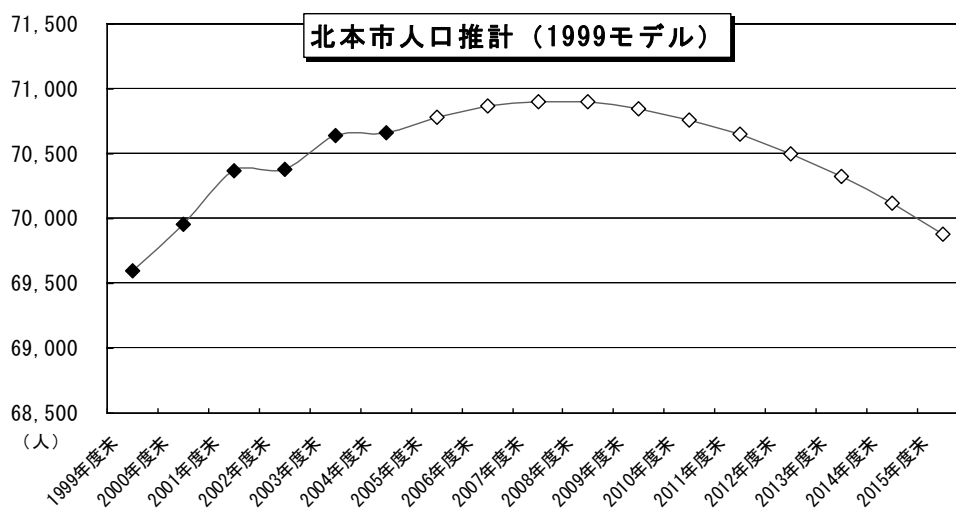
「業」を耕す活力のまち
みんなでつくる参加と交流のまち

(産業)
(市民自治)

3 将来人口

平成27年の目標人口 71,000人

	将来(平成27年)	
	人口	構成比
0～14歳(年少人口)	8,300	11.7%
15～64歳(生産年齢人口)	43,500	61.3%
65歳以上(高齢人口)	19,200	27.0%
合計	71,000	100.0%



4 土地利用構想

◆土地利用の基本的な考え方

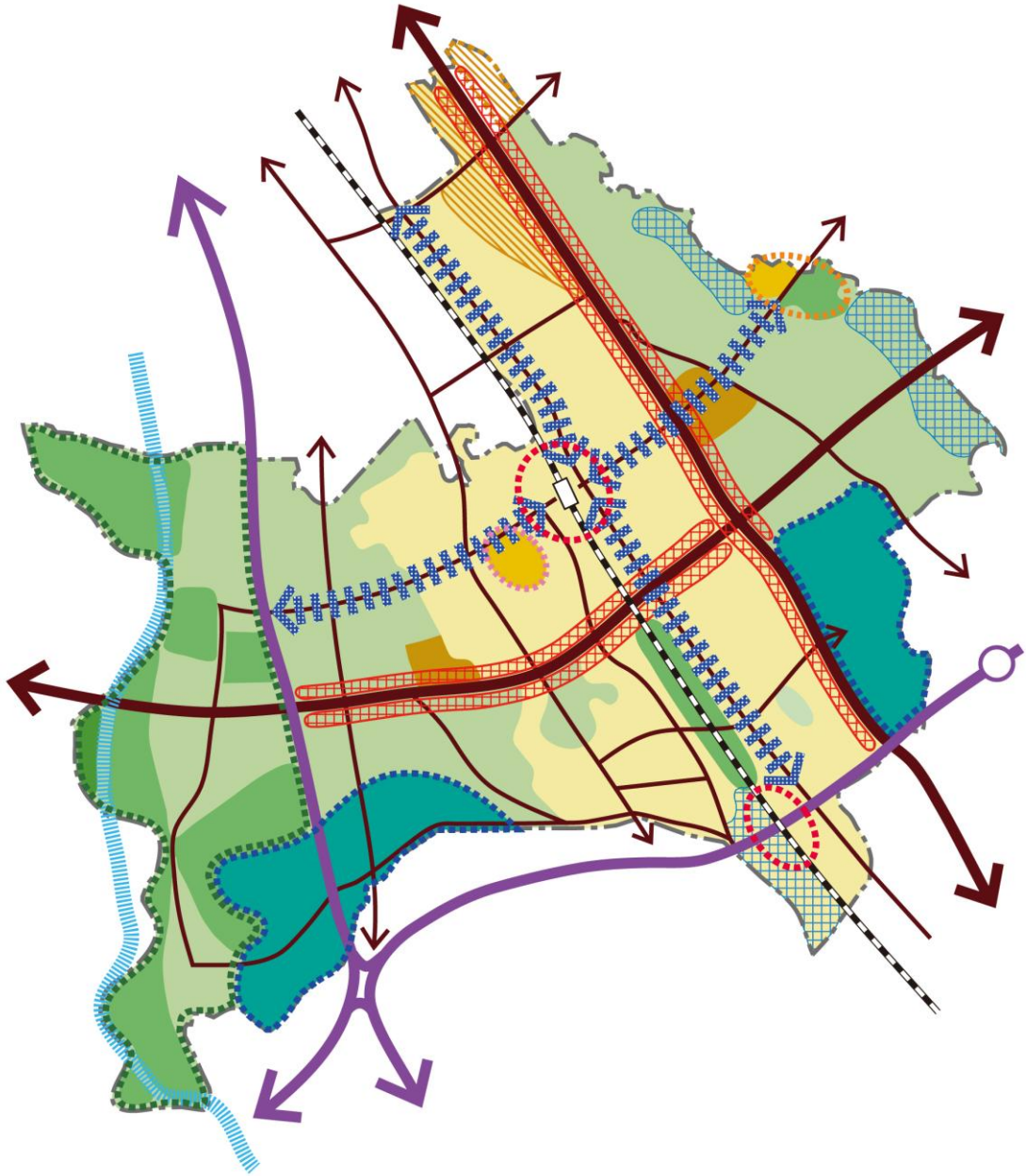
- ・コンパクトシティの考え方に立ち、『暮らし続けたいくなるまち』としてのレベルアップを図ります。
- ・昼夜間人口構造の変化、世帯数の増加、交流人口の拡大を見込み、既存の開発用地や都市施設の活用を軸に、安全・快適・活力を備えた効率的な土地利用を目指します。
- ・市の活力維持に資する一層の土地の有効利用の推進、地域の良好な自然資源の保全と活用を進めます。
- ・健康で文化的なまちを目指す上では、まちの景観の重視、土地利用の適正化、環境や人にやさしいまちづくりなど、質重視の視点を強化します。







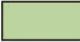






◆土地利用別整備方針

- ・土地利用別の整備方向は次のように定めます。

区 分	整備方向
住宅地	・美しい景観を重視し、緑や花を育てるなど、快適でゆとりある住宅環境の整備を推進します。
商業・業務地	・北本駅周辺の中心市街地として、駅前空間の交流や道路沿道の有効活用などをふまえた賑わいづくりとともに、新駅（構想）周辺に「まちの駅」的な機能の導入を検討します。
工業地	・圏央道のインパクトを効果的に吸収するために、工業導入促進のための条件整備を進めます。
農地	・優良農地の保全や観光農業等の推進を図るとともに、今後の動向を見極め、適正な土地利用に努めます。
公園・緑地	・景観、健康づくり、レクリエーション、防災、交流の場等多面的な利用を推進します。
複合的な開発地	・交通便利性向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。
住宅環境誘導地	・市街化調整区域で住宅が集中しており、既存の住宅地の環境整備に努めます。
土地利用誘導地	・市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。
公共施設利用地	・市役所、文化施設、教育施設等の用地として、環境整備の充実に努めます。
沿道サービス地	・国道 17 号及び南大通線については、沿道型サービス施設の誘導を図ります。

土地利用構想図



- | | | |
|---|--|--|
|  住宅地 |  公共施設利用地 |  広域幹線道路 |
|  商業・業務地 |  公園・緑地 |  都市幹線道路 |
|  工業地 |  農地 |  地区幹線道路 |
|  複合的な開発地 |  行政・文化拠点 |  都市軸 |
|  沿道サービス地 |  健康・スポーツ拠点 | |
|  土地利用誘導地 |  環境保全・交流ゾーン | |
|  住宅環境誘導地 | | |

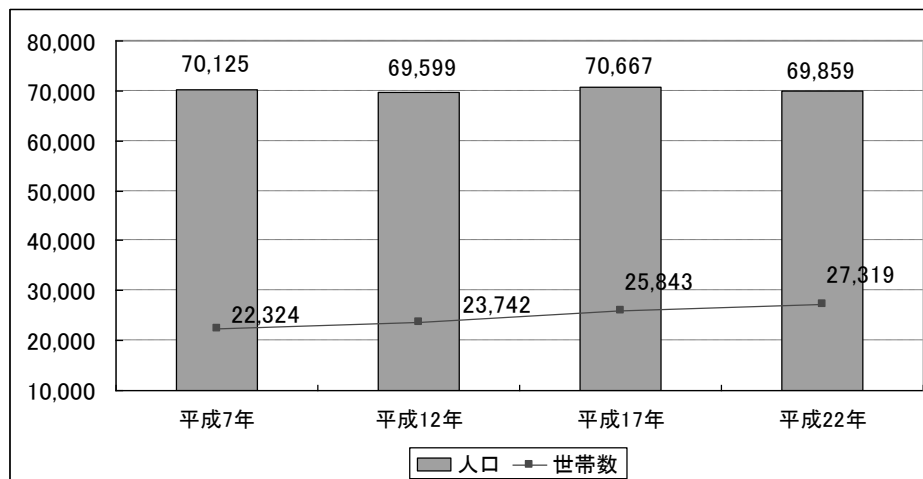
第3章 まちの動向

1 人口・世帯の状況

本市の人口は平成22年現在で69,859人(住民基本台帳)、平成7年(70,125人)から約0.4%減少しています。一方、平成22年現在の世帯数は27,319世帯で、平成7年(22,324世帯)から22.4%の増加となっています。人口の減少に対し世帯数が増加しています。

■人口・世帯の動向

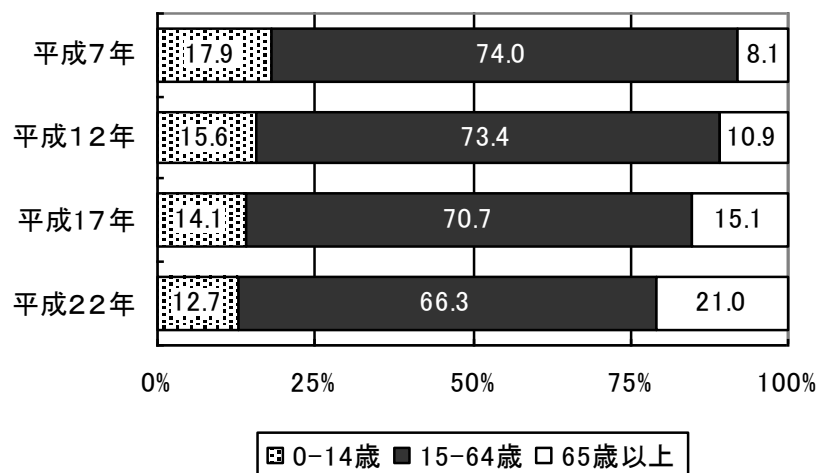
(単位：人)



資料：埼玉県統計年鑑(住民基本台帳値)

年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)の年齢の3区分別に見ると、平成22年現在でそれぞれ12.7%、66.3%、21.0%となっており、平成7年以降、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口動向



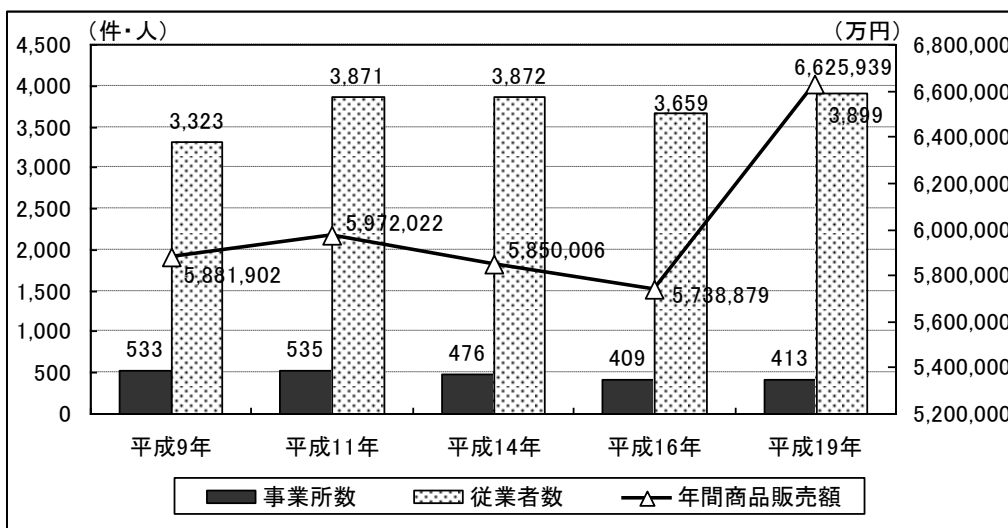
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県ホームページ)

2 産業の状況

① 商業

平成 19 年現在の商品販売額は、6,625,939 万円で、従業者数は 3,899 人、事業所数は 413 件となっています。年間商品販売額の増加が顕著となっています。

■小売業年間額、従業者数、事業所数

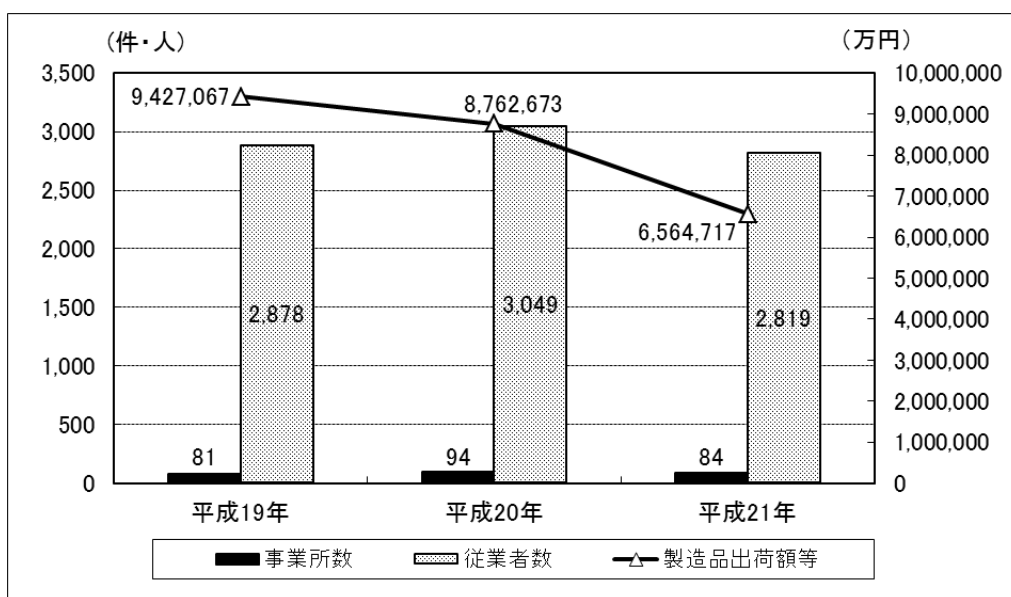


資料：商業統計調査

② 工業

平成 21 年現在の製造品出荷額等は約 6,564 億円、従業者数は 2,819 人、事業所数は 84 件となっています。製造品出荷額等をはじめ、いずれの指標も減少傾向となっています。

■製造品出荷額等、従業者数、事業所数

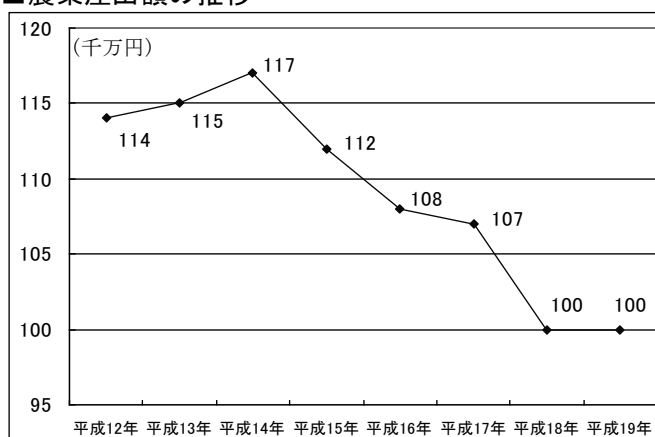


資料：工業統計調査

③ 農業

平成19年現在の農業産出額は100千万円で、平成12年から平成14年では増加傾向にありましたが、それ以降減少しています。

■農業産出額の推移

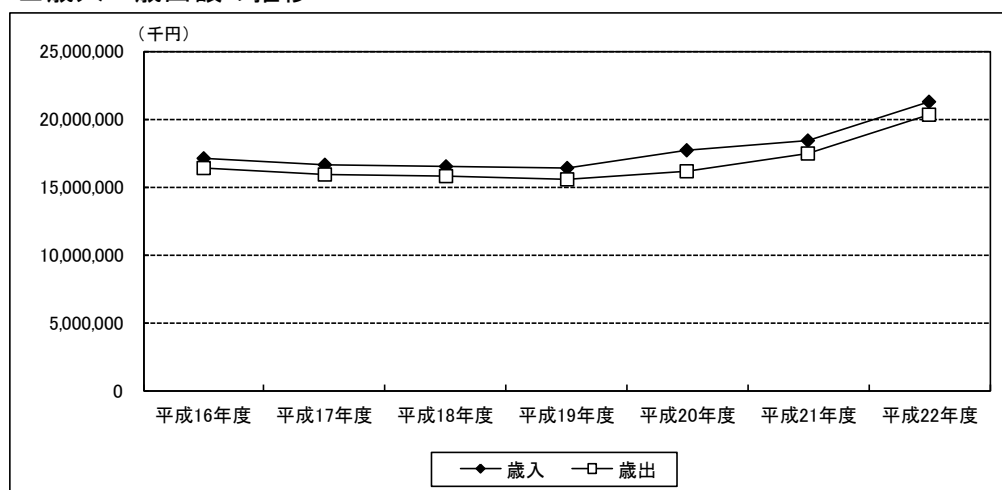


資料: 農林業センサス

3 財政

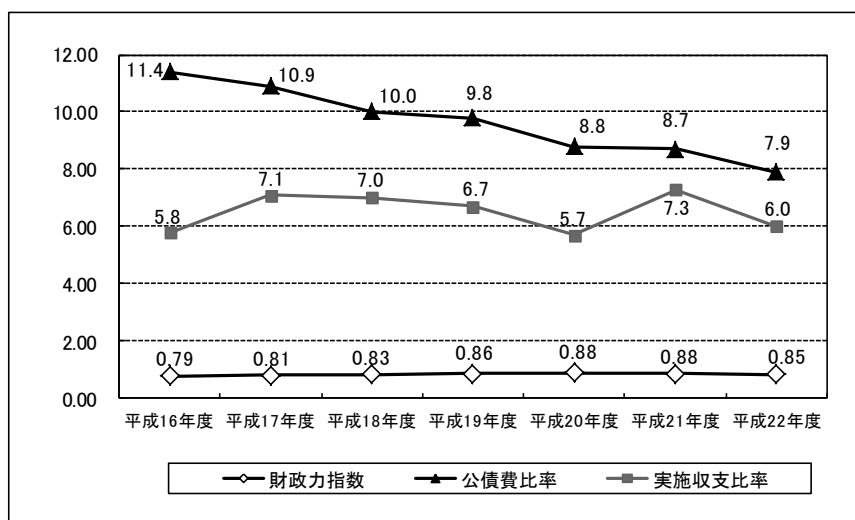
本市の歳入・歳出額は、近年増加傾向となっています。また、財政力指数(自主財源の高さを示す)はやや上昇、公債費比率(一般財源における借入金返済額の割合)は減少しています。

■歳入・歳出額の推移



資料: 市町村決算カード

■財政力指数・公債費比率の推移



資料: 市町村決算カード

第4章 社会情勢の認識

(1) 少子高齢化と人口減少

日本の総人口（厚生労働省、推計人口）は、平成16年（2004年）の1億2,778万人をピークとして減少期に突入しています。今後は、少子化・長寿化の進行と併せて、生産年齢人口も大幅に減少すると予測されています。また、地域・家族のセーフティネット機能の減退、高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大など、大きな変化もみられ、中規模・高機能な社会保障の実現をめざした、社会保障と税制を含めた一体的な改革が進められています。

こうした抜本的な制度改革を進めていくとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することなどによって、少子化の流れに歯止めをかけるとともに、高齢者がいつまでも安心して健康やかに過ごせる社会をつくっていくことが求められています。

(2) 環境・エネルギー問題

世界的に人口は増加してきており、化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素等の温室効果ガスは近年、増加傾向にあります。さらに、地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じているとされています。平成17年（2005年）には「京都議定書」が発効し、地球温暖化防止を主目的とした地球環境への負荷低減が、世界共通の課題として掲げられました。また、平成22年には生物多様性への国際的な取組を進めるために、「名古屋議定書」や「愛知目標」が採択されました。このように、環境との共生を進める取組は、重要な課題となっています。

(3) 災害に対する危機管理の強化

阪神・淡路大震災以降、地震・台風・ゲリラ豪雨・猛暑などの自然災害、振り込め詐欺など、これまでにない多種多様な犯罪、食の安全性への疑問の発生、さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災は、国民生活や日本経済などあらゆる場面で想定を超える事態となっています。いまだ途上にある被害からの復旧・復興や、長期化する原発事故の影響などもあり、今回の大震災をふまえて見直すべき防災対策の視点が数多くあります。

(4) 国民意識の変化

家族や結婚、就労に関する価値観の多様化により、ワークシェアリング、在宅開業など生活様式や就労形態も多様になっています。また、経済社会の成熟化に伴い、経済的な「ものの豊かさ」から家族との交流や自然とのふれあい、健康志向の高まりなど「こころの豊かさ」を重視する人が増えています。今後も市民の多様なニーズに応えられるよう、きめ細かな対応が求められます。

(5) 高度情報化

高度な情報通信技術と交通網の発達により、個人でも地球規模のネットワークで活動することが可能となり、「人」「もの」「情報」の交流は、さらに活発化していると考えられます。身近な地域社会においても公共料金等のコンビニ支払いやオンラインショッピング、ネットバンク決済の浸透等により、電子化や簡便化が進んでいます。一方、こうした社会システムの急速な転換に迅速に対応できない情報弱者への支援、地域による情報格差の発生、個人情報の保護も課題となっています。

(6) 厳しい景気変動

わが国の経済は、急速に経済成長を遂げている新興国等の台頭や世界規模での金融危機などの状況のもと、国際的な競争力の低下が危惧されています。国内経済は、経済のグローバル化が進む中で世界経済の動向の影響を大きく受け、自治体財政にも税収減などの影響が生じています。さらに、東日本大震災は、国内、外に深刻な影響を及ぼし、米国の大手投資銀行・証券会社の破綻に端を発した世界的な金融危以降回復基調にあった景況は、再度厳しいものとなっており、健全、効率的な地域・行政運営が必要となっています。

(7) 地方分権と行政改革

平成12年(2000年)の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)の施行を契機として地方分権改革が進められており、自主的で自立した政策の立案及び推進体制の構築が急務となっています。また、平成22年6月には地方分権をさらに進めるために「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、それ以降も地域主権戦略会議において、義務付け、枠付けの見直しや出先機関、一括交付金の扱い等が検討されており、こうした情勢をふまえた行政の取り組みが必要です。

(8) 市民参画の高まり

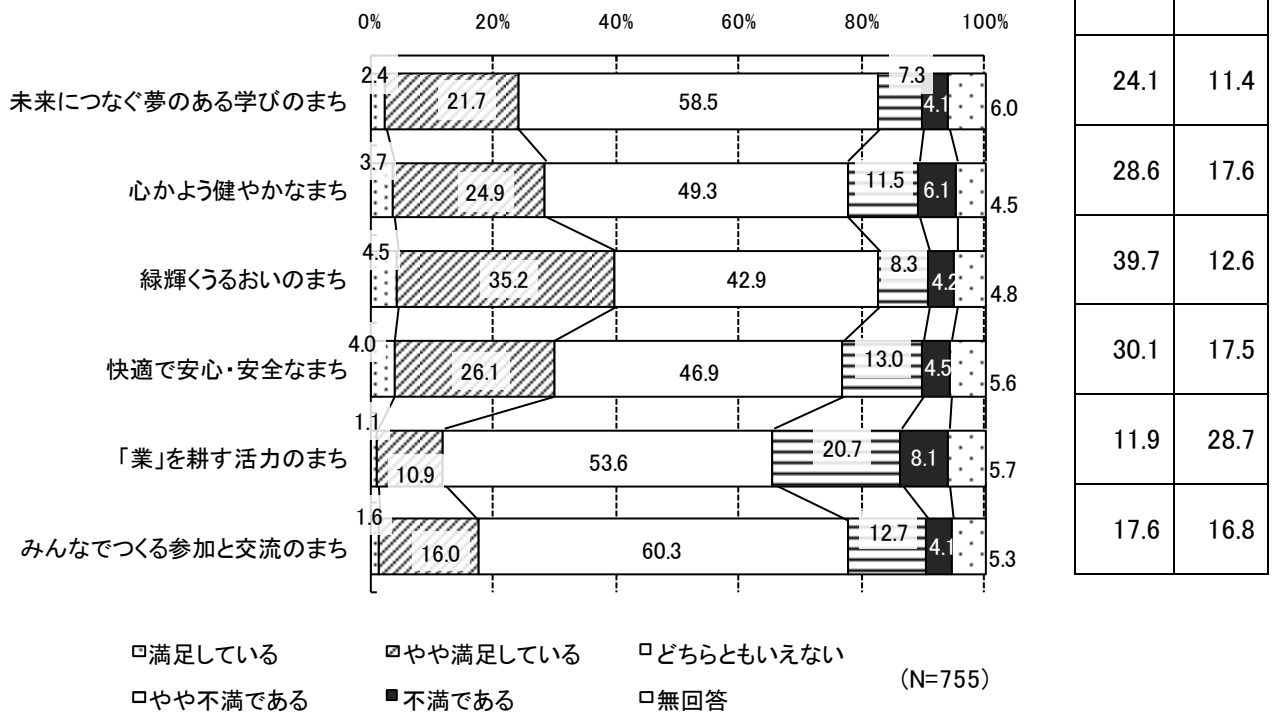
地方分権や地域主権改革の推進、新しい公共の考え方の浸透などを背景として、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、市民参加条例や市民協働条例などの参加・協働のための条例を制定する自治体、さらにはより広く自治全般を位置づける自治基本条例を制定する自治体が増えています。また、福祉や環境、まちづくり、防災等の分野では、市民のボランティアやNPO活動、コミュニティ活動が始まっており、適正な規模の行政経営と行政サービス向上のためには、こうした一人ひとりの力を発揮した市民参画を一層進め、地域のあらゆる情報を共有していくことで、誇りと愛着、パートナーシップを深めることが必要となっています。

第5章 市民意向

平成23年度に実施した市民意識調査の結果に基づき、第四次北本市総合振興計画における6つの施策体系についての市民意向をみると、満足度（「満足している」＋「やや満足している」）は「緑輝くうるおいのまち（環境・景観の整備）」が最も高く、次いで「快適で安心・安全なまち（都市・生活基盤の整備）」、「心かよう健やかなまち（保健・医療・福祉の充実）」となっています。

一方、満足度が不満度（「やや不満である」＋「不満である」）を下回っているのが、「『業』を耕す活力のまち（産業の振興）」となっています。

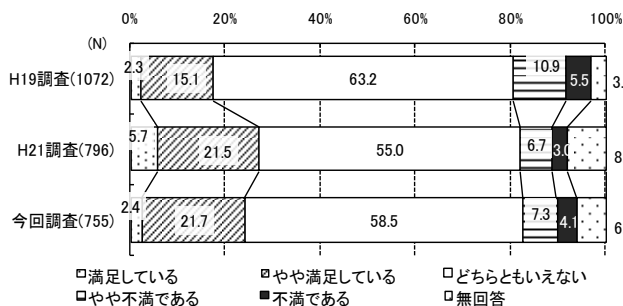
■施策体系の満足度



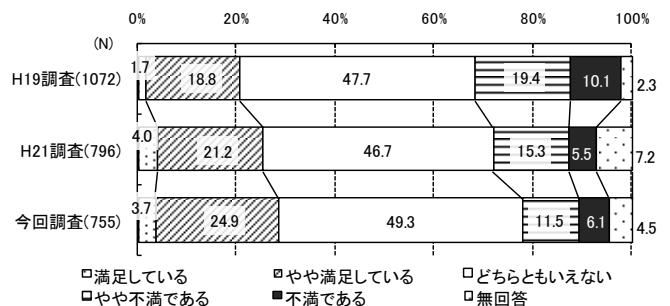
資料：平成23年度市民意識調査

(過去の調査(平成19年度、21年度調査)結果比較)

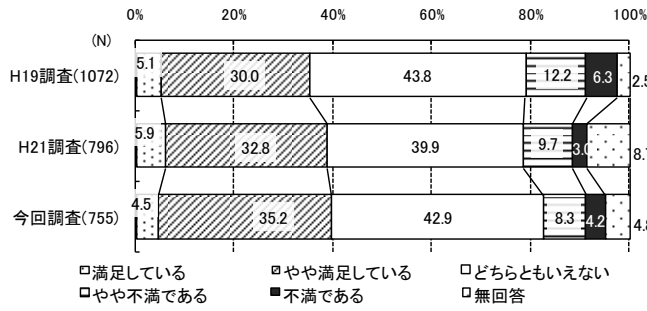
■未来につなぐ夢のある学びのまち



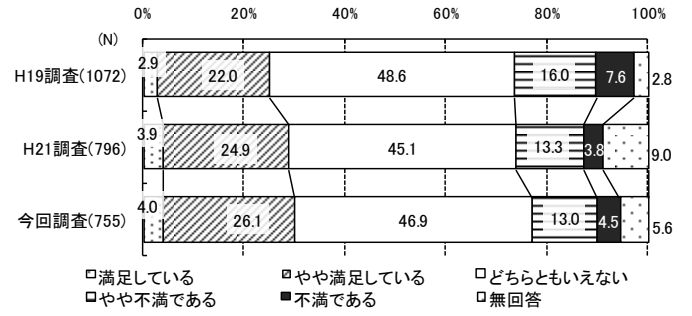
■心かよう健やかなまち



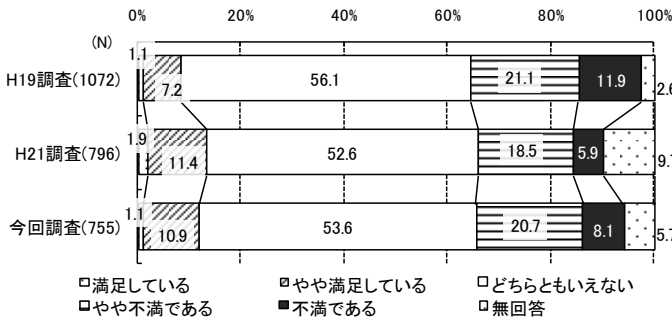
■緑輝くろのいのまち



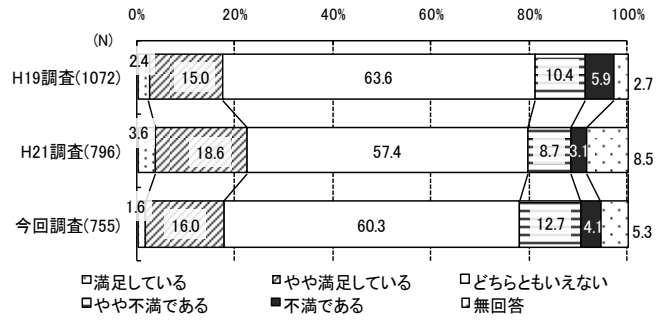
■快適で安心・安全なまち



■「業」を耕す活力のまち



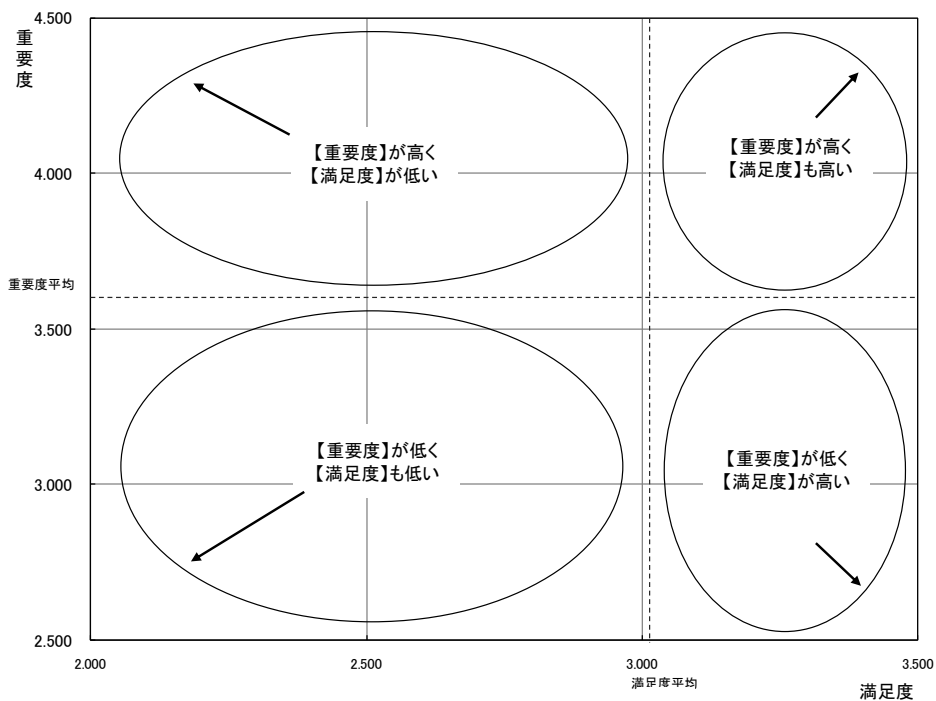
■みんなでつくる参加と交流のまち



■施策のニーズ度

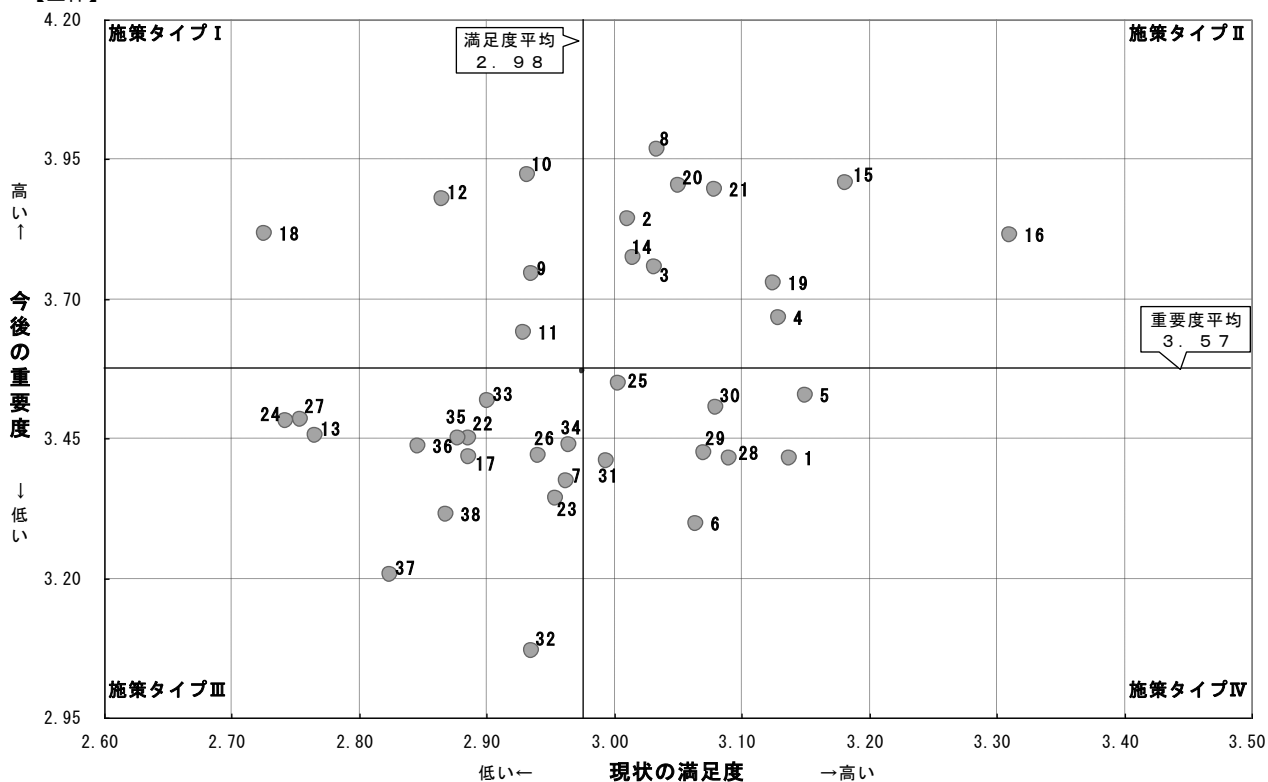
(散布図による把握)

第四次北本市総合振興計画に位置づけている 38 施策の満足度及び重要度の結果を基に、【満足度】を横軸に、【重要度】を縦軸にとり、38 施策をプロットした散布図は、左下に位置するほど【重要度】が低く【満足度】も低い項目となり、逆に右上に位置するほど【重要度】が高く【満足度】も高い項目になります。また、左上に位置するのは【重要度】が高く【満足度】が低い項目であることから【ニーズ度】の高い項目となります。



(満足度・重要度散布状況)

【全体】



〈施策タイプⅠ〉	〈施策タイプⅡ〉
9 子育て支援の充実 10 高齢者福祉の充実 11 障害者(児)福祉の充実 12 社会保障制度の充実 18 道路・交通体系の整備	2 学校教育の充実 3 青少年の健全育成 4 社会教育の充実 8 保健・医療の充実 14 豊かな住環境と都市景観の形成 15 資源循環型の環境にやさしいまちづくり 16 公園・緑地の整備 19 上・下水道、河川の整備 20 防犯・交通安全の推進 21 防災・消防の充実
〈施策タイプⅢ〉	〈施策タイプⅣ〉
7 地域福祉の推進 13 バランスある土地利用の推進 17 市街地の整備 22 総合的な産業の振興 23 農業の振興 24 商業・サービス業の振興 26 観光・交流産業の振興 27 就労対策 32 国際化への対応 33 消費生活における安心の確保 34 市民参加の促進と協働体制の強化 35 行財政改革の推進、地方分権化社会にふさわしい自治体制づくり 36 柔軟な行財政執行体制の整備と内部管理の充実 37 広域行政の推進 38 総合振興計画の適切な進行管理	1 生涯学習の推進 5 文化・スポーツ活動の推進 6 文化財の保護・活用 25 工業の振興と新たな企業の誘致 28 暮らしと参加・交流の場としての地域コミュニティづくり 29 平和を尊重するまちづくり 30 人権を尊重するまちづくり 31 男女共同参画社会の推進